

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2020年2月28日
- 【発行者の名称】 株式会社新東京グループ
(Shintokyo Group Co., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野 勝秀
- 【本店の所在の場所】 千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21
- 【電話番号】 047-383-7001
- 【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 小野澤 歩
- 【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当J-Adviser代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 03-3666-2101
- 【取引所金融市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社新東京グループ
<http://www.mr-shintokyo.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東

京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 2017年 6月1日 至 2017年 11月30日	自 2018年 6月1日 至 2018年 11月30日	自 2019年 6月1日 至 2019年 11月30日	自 2017年 6月1日 至 2018年 5月31日	自 2018年 6月1日 至 2019年 5月31日
売上高 (千円)	1,864,065	2,076,888	1,572,213	3,738,054	3,870,206
経常利益 (千円)	185,315	173,555	71,955	196,724	144,002
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	129,869	115,935	91,872	98,574	89,499
中間包括利益又は包括利益 (千円)	131,039	114,718	91,538	98,642	87,939
資本金 (千円)	86,600	86,600	86,600	86,600	86,600
発行済株式総数 (株)	4,960,000	4,960,000	4,960,000	4,960,000	4,960,000
純資産額 (千円)	1,006,899	1,039,885	1,104,644	925,166	1,013,106
総資産額 (千円)	3,365,901	3,237,367	3,888,274	3,319,025	3,143,302
1株当たり純資産額 (円)	203.00	216.17	229.63	192.32	210.60
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	26.18	24.10	19.10	19.90	18.61
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	29.9	32.1	28.4	27.9	32.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	10.9	9.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	20.6	22.0
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	365,296	178,963	113,017	623,477	253,040
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,784	△27,307	△287,785	29,082	△45,375
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△125,468	△98,349	601,353	△273,828	△188,342
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	934,379	1,106,805	1,499,406	1,053,498	1,072,821
従業員数 (人)	46	41	55	47	38

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、2019年6月3日付で、当社の特定子会社であった株式会社新東京トレーディングの全株式を譲渡したため、当中間連結会計期間より連結範囲から除外しております。

詳細につきましては、第6【経理の状況】【中間連結財務諸表等】（1）【中間連結財務諸表】【注記事項】（企業結合等関係）に記載の通りです。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2019年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
環境プロデュース事業	17
メタルマテリアル事業	1
建設解体工事業	25
新エネルギー事業	1
全社（その他を含む共通）	11
合計	55

（注）1．従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者及び常用パートを含んでおります。）であります。

2．全社（その他を含む共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

（2）提出会社の状況

2019年11月30日現在

従業員数（人）	3
---------	---

（注）従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者及び常用パートを含んでおります。）であります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

しかしながら、通商問題を巡る緊張が世界経済に与える影響の増大や英国のEU離脱問題、アジア諸国における地政学的なリスクの高まり等の不透明感に加え、台風等の自然災害や消費税増税の影響等により、先行きが懸念される状況が続いております。

このような経済状況の中、当社グループの主要顧客となる建設業界においては、企業設備投資が、緩やかな回復基調で推移しているものの、物流や建築資材をはじめとした各種コストの上昇や採用難による人手不足などにより、下振れリスクには警戒が必要な状況にあります。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は1,572,213千円（前年同期比24.3%減）、営業利益は95,218千円（前年同期比49.1%減）、経常利益は71,955千円（前年同期比58.5%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は91,872千円（前年同期比20.8%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(環境プロデュース事業)

環境プロデュース事業につきましては、売上高は1,356,982千円（前年同期比13.7%減）となり、セグメント利益は167,728千円（前年同期比38.1%減）となりました。

(メタルマテリアル事業)

メタルマテリアル事業につきましては、売上高は66,158千円（前年同期比78.9%減）となり、セグメント利益は2,063千円（前年同期は3,691千円のセグメント損失）となりました。

(建設解体工事事業)

建設解体工事事業につきましては、売上高は132,235千円（前年同期比24.0%減）となり、セグメント利益は6,516千円（前年同期比33.5%増）となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、新エネルギー事業、建材卸事業及び不動産賃貸業で構成されております。その他事業の売上高は121,237千円（前年同期比3.9%減）、セグメント利益は23,309千円（前年同期比7.8%減）となりました。尚、その他事業の売上高のうち104,400千円については、セグメント間の内部売上であります。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ426,585千円増加し、1,499,406千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は113,017千円（前年同期は178,963千円の獲得）となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益130,829千円、減価償却費29,554千円、売上債権の減少額20,594千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は287,785千円（前年同期は27,307千円の使用）となりました。これは主として、有形・無形固定資産の取得による支出299,489千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は601,353千円（前年同中は98,349千円の使用）となりました。

これは、短期・長期借入金収支の純増加額517,500千円、社債の発行による収入300,000千円、社債の償還による支出200,000千円、ファイナンス・リース債務の返済による支出16,146千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社及び連結子会社の生産実績の内容は、販売実績とほぼ一致しているため、「(3) 販売実績」を参照ください。また、当社グループにおける生産実績とは、廃棄物の処理実績、建設解体工事の施工実績を意味しております。

(2) 受注実績

当社及び連結子会社は、受注と役務提供がほぼ同時であるため、受注残高管理は行っておりません。

(3) 販売実績

販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
環境プロデュース事業	1,356,982	△13.7
建設解体工事業	132,235	△24.0
メタルマテリアル事業	66,158	△78.9
その他	16,837	5.0
合 計	1,572,213	△24.3

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引を相殺消去した後の金額を記載しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2019年8月30日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を2012年5月15日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、2012年5月15日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して

1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令

及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

子会社株式の取得

当社は、2019年12月19日開催の取締役会において、かねてより民事再生手続を進めておりました株式会社グリーンシステムズ(神奈川県川崎市川崎区江川一丁目8番9号、代表取締役 白石浩司氏)を、完全子会社とすることを決議し、2019年12月19日に発行済全株式を取得しました。

詳細につきましては、第6【経理の状況】【中間連結財務諸表等】(1)【中間連結財務諸表】【注記事項】(重要な後発事象)に記載の通りです。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産及び負債の報告数値、報告期間における収益及び費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる各種の要因に関して仮定設定、情報収集を行い、見積金額を算出しておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるために、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）当中間連結会計期間の財政状態の分析

① 流動資産

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末から476,689千円増加し、2,370,261千円となりました。主な要因は、現金及び預金が426,585千円、仕掛品が107,618千円、未収入金が24,236千円増加した一方、受取手形及び売掛金が26,163千円、前渡金が51,000千円減少したことによるものであります。

② 固定資産

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末から268,282千円増加し、1,518,012千円となりました。主な要因は、建物及び構築物（純額）が80,169千円、機械装置及び運搬具（純額）131,605千円増加した一方、リース資産（純額）13,495千円減少したことによるものであります。

③ 流動負債

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末から105,621千円減少し、1,168,308千円となりました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が40,000千円、前受金が56,806千円、未払法人税等が10,767千円増加した一方、1年内償還予定の社債が200,000千円、未払金が10,251千円減少したことによるものであります。

④ 固定負債

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末から759,055千円増加し、1,615,321千円となりました。主な要因は、長期借入金が477,500千円、社債が300,000千円増加した一方、リース債務が13,453千円減少したことによるものであります。

⑤ 純資産

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末から91,538千円増加し、1,104,644千円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により利益剰余金が91,872千円増加したことによるものであります。

（3）当中間連結会計期間の経営成績の分析

① 売上高、売上原価の分析

当中間連結会計期間の売上高は1,572,213千円（前年同期比24.3%減）、売上原価は1,300,429千円（前年同期比24.4%減）となり、その結果、売上総利益は271,783千円（前年同期比23.9%減）となりました。

売上高売上総利益率につきましては、17.3%となりました。

② 販売費及び一般管理費、営業利益の分析

販売費及び一般管理費につきましては、176,565千円（前年同期比4.0%増）を計上いたしました。その結果、営業利益につきましては、95,218千円（前年同期比49.1%減）となりました。売上高営業利益率につきましては、6.1%となりました。

③ 営業外損益、経常利益の分析

営業外収益につきましては、受取出向料6,233千円、売電収入2,722千円等により12,064千円を計上しました。また、営業外費用につきましては、支払利息13,905千円、支払手数料18,472千円等により35,326千円を計上しました。

この結果、経常利益につきましては、71,955千円（前年同期比58.5%減）となりました。売上高経常利益率につきましては、4.6%となりました。

④ 特別損益、親会社株主に帰属する中間純利益の分析

特別利益につきましては、関係会社株式売却益62,167千円を計上しました。また、特別損失につきましては、固定資産除却損3,292千円を計上しました。

この結果、親会社株主に帰属する中間純利益につきましては、91,872千円（前年同期比20.8%減）となりました。

売上高親会社株主に帰属する中間純利益率につきましては、5.8%となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

環境プロデュース事業において、(株)新東京ソイルゲートの工場用地及び建物、機械装置の取得により 325,116 千円を実施いたしました。尚、(株)新東京ソイルゲートの設備は、許可の取得後に稼働開始となります。

この結果、当中間連結会計期間の設備投資の総額は 331,159 千円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

国内子会社

2019年11月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)新東京開発	本社 (千葉県松戸市)	全社	統括 業務施設	15,571	33,333 (165)	—	48,905	8
(株)新東京開発	白井工場 (千葉県白井市)	環境プロデュ ース事業	中間処理 施設	14,293	48,864 (1,447)	—	63,326	8
(株)エコロジスタ	柏工場 (千葉県柏市)	環境プロデュ ース事業	中間処理 施設	415,434	413,310 (6,034)	—	828,744	9

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. (株)エコロジスタの設備は(株)新東京開発から賃借しているものであります。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、経常的な設備更新を除き、2019年11月30日現在における設備の新設、除去の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株)(2019年11月30日)	公表日現在発行数(株)(2020年2月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,000,000	13,040,000	4,960,000	4,960,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。 (注)
計	18,000,000	13,040,000	4,960,000	4,960,000	—	—

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年6月1日～ 2019年11月30日	—	4,960,000	—	86,600	—	75,600

(6) 【大株主の状況】

2019年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
吉野 勝秀	千葉県松戸市	3,958,000	82.28
株式会社 YOSHINO	千葉県松戸市八ヶ崎八丁目1番地の1 第6シントウキョウビル	142,000	2.95
本清鋼材株式会社	千葉県松戸市上本郷 4564	104,000	2.16
渡部 和仁	群馬県高崎市	104,000	2.16
株式会社玉川工産	千葉県茂原市早野 1071-1	80,000	1.66
モーション株式会社	東京都渋谷区桜丘町 3-2-4	70,300	1.46
澤希運輸有限会社	群馬県高崎市金古町 465 番地 1	70,000	1.46
林 伸孝	埼玉県三郷市	40,000	0.83
渡部 潤也	東京都足立区	40,000	0.83
柏信コーポレーション 株式会社	茨城県守谷市けやき台二丁目1番地	34,000	0.71
渡邊 明週	千葉県松戸市	34,000	0.71
若杉 秀代	滋賀県彦根市	34,000	0.71
計	—	4,710,300	97.92

(注) 上記のほか当社所有の自己株式 149,500 株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 149,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,810,500	48,105	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,960,000	—	—
総株主の議決権	—	48,105	—

② 【自己株式等】

2019年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社新東京グループ	千葉県松戸市 常盤平陣屋前 3番地の2-1	149,500	—	149,500	3.0
計	—	149,500	—	149,500	3.0

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3【役員の様況】

2019年8月30日付発行者情報提出後、当発行者情報提出日までの役員の様動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の様動

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2019年6月1日から2019年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、HLB Meisei有限責任監査法人は、2019年10月1日をもって明誠有限責任監査法人から名称を変更しております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当中間連結会計期間 (2019年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,206,821	1,633,406
受取手形及び売掛金	408,381	382,217
仕掛品	5,420	113,038
前渡金	234,910	183,910
未収入金	19	24,256
その他	※2 59,120	※2 52,747
貸倒引当金	△21,100	△19,315
流動資産合計	1,893,572	2,370,261
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	911,198	998,745
減価償却累計額	△430,409	△437,786
建物及び構築物（純額）	※1 480,789	※1 560,958
機械装置及び運搬具	202,089	307,592
減価償却累計額	△155,339	△129,237
機械装置及び運搬具（純額）	46,750	178,355
土地	※1 497,709	※1 561,448
リース資産	148,635	133,912
減価償却累計額	△64,055	△62,827
リース資産（純額）	84,580	71,085
その他	27,774	41,119
減価償却累計額	△26,843	△26,980
その他（純額）	931	14,138
有形固定資産合計	1,110,760	1,385,986
無形固定資産		
その他	569	216
無形固定資産合計	569	216
投資その他の資産		
投資有価証券	11,601	11,442
差入保証金	14,170	14,162
投資不動産	70,000	70,000
繰延税金資産	18,303	14,464
その他	57,203	29,682
貸倒引当金	△32,879	△7,941
投資その他の資産合計	138,399	131,810
固定資産合計	1,249,729	1,518,012
資産合計	3,143,302	3,888,274

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)		当中間連結会計期間 (2019年11月30日)	
負債の部				
流動負債				
支払手形及び買掛金		371,092		366,323
短期借入金	※1	400,000	※1	400,000
1年内返済予定の長期借入金	※1	120,000	※1	160,000
1年内償還予定の社債		200,000		—
リース債務		23,614		20,946
未払法人税等		24,145		34,913
未払金		71,327		61,075
前受金		15,275		72,081
その他	※2	48,475	※2	52,967
流動負債合計		1,273,930		1,168,308
固定負債				
社債		—		300,000
長期借入金	※1	760,000	※1	1,237,500
リース債務		74,068		60,614
その他		22,197		17,206
固定負債合計		856,265		1,615,321
負債合計		2,130,196		2,783,630
純資産の部				
株主資本				
資本金		86,600		86,600
資本剰余金		75,600		75,600
利益剰余金		897,276		989,148
自己株式		△49,335		△49,335
株主資本合計		1,010,141		1,102,013
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		2,964		2,630
その他の包括利益累計額合計		2,964		2,630
純資産合計		1,013,106		1,104,644
負債純資産合計		3,143,302		3,888,274

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
売上高	2,076,888	1,572,213
売上原価	1,719,918	1,300,429
売上総利益	356,969	271,783
販売費及び一般管理費	※1 169,808	※1 176,565
営業利益	187,161	95,218
営業外収益		
受取利息	11	12
受取配当金	203	203
売電収入	3,093	2,722
受取保険金	—	2,076
受取出向料	—	6,233
その他	241	816
営業外収益合計	3,549	12,064
営業外費用		
支払利息	13,542	13,905
社債利息	841	905
支払手数料	392	18,472
その他	2,378	2,043
営業外費用合計	17,155	35,326
経常利益	173,555	71,955
特別利益		
固定資産売却益	※2 300	—
関係会社株式売却益	—	62,167
特別利益合計	300	62,167
特別損失		
固定資産売却損	※3 626	—
固定資産除却損	90	3,292
特別損失合計	716	3,292
税金等調整前中間純利益	173,139	130,829
法人税、住民税及び事業税	57,621	34,946
法人税等調整額	△418	4,010
法人税等合計	57,203	38,957
中間純利益	115,935	91,872
親会社株主に帰属する中間純利益	115,935	91,872

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
中間純利益	115,935	91,872
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,217	△333
その他の包括利益合計	△1,217	△333
中間包括利益	114,718	91,538
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	114,718	91,538
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2018年6月1日 至 2018年11月30日）（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	86,600	75,600	807,777	△49,335	920,642
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益			115,935		115,935
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	115,935	—	115,935
当中間期末残高	86,600	75,600	923,713	△49,335	1,036,578

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,524	4,524	925,166
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			115,935
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,217	△1,217	△1,217
当中間期変動額合計	△1,217	△1,217	114,718
当中間期末残高	3,307	3,307	1,039,885

当中間連結会計期間（自 2019年6月1日 至 2019年11月30日）（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	86,600	75,600	897,276	△49,335	1,010,141
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益			91,872		91,872
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	91,872	—	91,872
当中間期末残高	86,600	75,600	989,148	△49,335	1,102,013

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,964	2,964	1,013,106
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			91,872
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△333	△333	△333
当中間期変動額合計	△333	△333	91,538
当中間期末残高	2,630	3,307	1,104,644

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	173,139	130,829
減価償却費	42,010	29,554
支払利息及び社債利息	14,384	14,810
固定資産除却損	90	3,292
関係会社株式売却損益(△は益)	—	△62,167
売上債権の増減額(△は増加)	51,772	20,594
たな卸資産の増減額(△は増加)	2,962	△107,618
前渡金の増減額(△は増加)	43,500	51,000
仕入債務の増減額(△は減少)	△109,991	1,003
前受金の増減額(△は減少)	336	56,806
その他流動資産の増減額(△は増加)	3,630	△39,917
その他流動負債の増減額(△は減少)	11,084	82,852
その他	△5,276	△30,691
小計	227,643	150,350
利息の支払額	△14,461	△13,510
法人税等の支払額	△34,432	△24,038
その他	214	215
営業活動によるキャッシュ・フロー	178,963	113,017
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形・無形固定資産の取得による支出	△27,822	△299,489
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	15,205
貸付けによる支出	—	△3,000
その他	514	△501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,307	△287,785
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	100,000
短期借入金の返済による支出	—	△100,000
長期借入れによる収入	—	570,000
長期借入金の返済による支出	△60,000	△52,500
社債の発行による収入	—	300,000
社債の償還による支出	△10,000	△200,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△28,349	△16,146
財務活動によるキャッシュ・フロー	△98,349	601,353
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	53,306	426,585
現金及び現金同等物の期首残高	1,053,498	1,072,821
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,106,805	※ 1,499,406

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社新東京開発

株式会社エコロジスタ

株式会社新東京エナジー

株式会社新東京ソイルゲート

株式会社シントウキョウグロースキャピタル

従来、連結子会社であった株式会社新東京トレーディングは、保有する全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全額純資産直入法により処理し
売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算
定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年
4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～40年

機械装置及び運搬具 2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、のれんについては5年間の均等償却）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保設定状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当中間連結会計期間 (2019年11月30日)
建物及び構築物	454,579千円	547,922千円
土地	495,798	559,537
計	950,378	1,107,460

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当中間連結会計期間 (2019年11月30日)
短期借入金	400,000千円	400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	120,000	130,000
長期借入金	760,000	890,000
計	1,280,000	1,420,000

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等又は未収消費税等として流動負債又は流動資産の「その他」に表示しております。

3 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当中間連結会計期間 (2019年11月30日)
当座貸越限度額及びコミットメントライン契約の総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	400,000	400,000
差引額	-	-

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
役員報酬	41,550千円	35,627千円
給与及び手当	39,380	42,472
管理諸費	32,722	25,877
貸倒引当金繰入額	△5,300	△3,302

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
機械装置及び運搬具	300千円	一千円
計	300	—

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
機械装置及び運搬具	626千円	一千円
計	626	—

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,960,000	—	—	4,960,000
合計	4,960,000	—	—	4,960,000
自己株式				
普通株式	149,500	—	—	149,500
合計	149,500	—	—	149,500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,960,000	—	—	4,960,000
合計	4,960,000	—	—	4,960,000
自己株式				
普通株式	149,500	—	—	149,500
合計	149,500	—	—	149,500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
現金及び預金勘定	1,240,805千円	1,633,406千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△134,000	△134,000
現金及び現金同等物	1,106,805	1,499,406

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、中間処理工場用設備 (機械及び装置) であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2をご参照ください)。

前連結会計年度(2019年5月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,206,821	1,206,821	—
(2) 受取手形及び売掛金 ※	387,280	387,280	—
(3) 未収入金	19	19	—
(4) 投資有価証券	11,601	11,601	—
資産計	1,605,723	1,605,723	—
(1) 支払手形及び買掛金	371,092	371,092	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	71,327	71,327	—
(4) 社債(1年内含む)	200,000	200,137	137
(5) 長期借入金(1年内含む)	880,000	883,685	3,685
(6) リース債務(1年内含む)	97,682	97,682	—
負債計	2,020,102	2,023,926	3,823

※「(2) 受取手形及び売掛金」については、貸倒引当金を控除した額で表示しております。

当中間連結会計期間(2019年11月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,633,406	1,633,406	—
(2) 受取手形及び売掛金 ※	362,902	362,902	—
(3) 未収入金	24,256	24,256	—
(4) 投資有価証券	11,442	11,442	—
資産計	2,032,008	2,032,008	—
(1) 支払手形及び買掛金	366,323	366,323	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払金	61,075	61,075	—
(4) 社債(1年内含む)	300,000	299,898	△101
(5) 長期借入金(1年内含む)	1,397,500	1,399,029	1,529
(6) リース債務(1年内含む)	81,560	81,560	—
負債計	2,606,460	2,607,888	1,428

※「(2) 受取手形及び売掛金」については、貸倒引当金を控除した額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債(1年内含む)

社債(1年内含む)の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期借入金（1年内含む）、(6)リース債務（1年内含む）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当中間連結会計期間 (2019年11月30日)
差入保証金 (※)	14,170	14,162

※差入保証金は、償還予定が合理的に見積れないもの、または将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (2019年5月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,601	7,109	4,492
合計		11,601	7,109	4,492

当中間連結会計期間 (2019年11月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,442	7,456	3,986
合計		11,442	7,456	3,986

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取り扱うサービスごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、サービスの性質及びサービスの提供方法を考慮して分類し、「環境プロデュース事業」、「メタルマテリアル事業」、「建設解体工事事業」、の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「環境プロデュース事業」は主に、廃棄物の収集運搬・中間処理から徹底した再資源化を図り、事業者における廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する総合的な提案等を行っております。

「メタルマテリアル事業」は主に、解体発生屑、工場発生屑、市中老廃屑など鉄製品の主原料となる鉄スクラップを仕入れ、商社を通じて高炉、電炉メーカーへ安定供給しております。また、国内で発生したアルミ屑、ステンレス屑、銅屑などの非鉄スクラップは取引先を經由し国内販売あるいは海外へ輸出しております。

「建設解体工事事業」は主に、木造建築物やビル・マンションなどの建築物の解体工事等を行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当中間連結会計期間より、従来、報告セグメントとして開示しておりました「新エネルギー事業」は、量的な重要性が低下したため、報告セグメントから除外し、「その他」に含めております。

なお、前中間期連結累計会計期間のセグメント情報は、変更後の区分により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースであります。また、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 2018年6月1日 至 2018年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	環境プロ デュース 事業	メタルマ テリアル 事業	建設解体 工事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,573,166	313,731	173,954	2,060,852	16,036	2,076,888	—	2,076,888
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	110,160	110,160	△110,160	—
計	1,573,166	313,731	173,954	2,060,852	126,196	2,187,048	△110,160	2,076,888
セグメント利益又は損 失 (△)	270,861	△3,691	4,881	272,051	25,270	297,321	△110,160	187,161
セグメント資産	1,696,551	77,128	70,102	1,843,781	83,377	1,927,159	1,310,208	3,237,367
その他の項目								
減価償却費	2,6444	14,832	294	41,571	439	42,010	—	42,010
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	5,040	16	—	5,057	155	5,212	—	5,212

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新エネルギー事業、建材卸事業及び不動産賃貸業を含んでおります。

2. セグメント売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間（自 2019年6月1日 至 2019年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	環境プロ デュース 事業	メタルマ テリアル 事業	建設解体 工事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,356,982	66,158	132,235	1,555,376	16,837	1,572,213	—	1,572,213
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	104,400	104,400	△104,400	—
計	1,356,982	66,158	132,235	1,555,376	121,237	1,676,613	△104,400	1,572,213
セグメント利益又は損 失(△)	167,728	2,063	6,516	176,308	23,309	199,618	△104,400	95,218
セグメント資産	1,668,324	3,962	60,057	1,732,343	402,326	2,134,670	1,753,604	3,888,274
その他の項目								
減価償却費	28,316	45	761	29,122	431	29,554	—	29,554
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	3,508	6	1,438	4,953	326,206	331,159	—	331,159

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新エネルギー事業、建材卸事業及び不動産賃貸業を含んでおります。

2. セグメント売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

3. セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2018年6月1日 至 2018年11月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2019年6月1日 至 2019年11月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

分離先と機密保持契約を締結しているため非開示

② 分離した事業の内容

名称 新東京トレーディング
事業の内容 メタルマテリアル事業

③ 事業分離を行った主な理由

株式会社新東京トレーディングは、メタルマテリアル事業の拡大を目的といたしまして 2017 年 12 月に千葉県白井市にメタルマテリアル事業の再生プラントを設置いたしました。しかしながら、従来の雑品スクラップの主要需要国であった中国が当該品目規制を強める中、日本における雑品スクラップの市況は停滞傾向が続いております。この状況下で、白井メタルマテリアルプラントの継続運営について検討をしておりましたが、当該プラントにつきましては当社グループにおける一定の役割を果たしたものの、今後のマーケットを鑑みると継続保有によるグループ内シナジーは大きくないと判断し、当該施設を保有し中間処理業の許可を保有する株式会社新東京トレーディングを譲渡することといたしました。

④ 事業分離日

2019年6月3日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式の譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

関係会社株式売却益 62,167千円

② 移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価格並びにその主な内訳

流動資産	27,167千円
固定資産	25,559千円
資産合計	52,727千円
流動負債	43,696千円
固定負債	597千円
負債合計	44,294千円

③ 会計処理

移転した事業に係る連結上の帳簿価額と売却額の差額から支払手数料を控除した金額を、関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

メタルマテリアル事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

該当事項は、ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当中間連結会計期間 (2019年11月30日)
1株当たり純資産額	210円60銭	229円63銭

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
1株当たり中間純利益金額	24円10銭	19円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額 (千円)	115,935	91,872
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中 間純利益金額(千円)	115,935	91,872
普通株式の期中平均株式数(株)	4,810,500	4,810,500

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

子会社株式の取得

当社は、2019年12月19日開催の取締役会において、かねてより民事再生手続を進めておりました株式会社グリーンシステムズ(神奈川県川崎市川崎区江川一丁目8番9号、代表取締役 白石浩司氏)を、完全子会社とすることを決議し、2019年12月19日に発行済全株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社グリーンシステムズ

株式会社事業の内容：産業廃棄物の収集、運搬、処理並びに再生業務

売上高：122百万円(2019年3月期)

②企業結合を行った主な理由

当社グループの環境プロデュース事業売上の拡大及び関連する様々な事業とのシナジー効果が期待できると判断し、株式を取得することといたしました。

③企業結合日

2019年12月19日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社グリーンシステムズ

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

⑧株式取得の相手先

白石浩司氏、白石教子氏

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式譲渡契約の定めにより、当社は秘密保持義務を負っていることから非開示とさせていただきます。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年2月27日

株式会社新東京グループ

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 隆伸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新東京グループの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2019年6月1日から2019年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい

る。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新東京グループ及び連結子会社の2019年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2019年6月1日から2019年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。